

## 決議案の取り下げについて

本年9月市議会通常会議において、当湖誠会が議長に提出いたしました決議案第2号 笠松拓史副市長の解職を求める決議及び決議案第3号 富田 眞教 育委員会委員の罷免を求める決議につきましては、本日、別紙の理由により取り下げたい旨を議長にお伝えし、議長から両決議案本文の返還を受けましたのでお知らせいたします。

この間、議員各位には、本件に関してさまざまなお意見をお寄せいただき深く感謝申し上げますとともに、異例となる議事運営によりご迷惑をおかけいたしましたことにつきまして、なにとぞ事情をご賢察の上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

平成 25 年 11 月 1 日

議 員 各 位

湖 誠 会

幹事長 竹 内 照 夫

(取り下げの理由)

決議案第2号 笠松拓史副市長の解職を求める決議及び決議案第3号 富田眞教育委員会委員の罷免を求める決議は、いじめ問題への対応をはじめとした本市の教育行政が抱えるさまざまな課題に市長部局と教育委員会が連携を強化して当たられたいとの議会からの再三の要請に対し、両氏の真摯な対応が見られなかったため、これ以上、この状態を放置することは、次代を担う本市の子どもたちにとって望ましくないとの思いから、湖誠会所属議員の総意をもって9月通常会議への上程可決を目指し、9月17日に議長へ提出したものであります。

しかしながら、9月24日の議会運営委員会でご説明いたしましたとおり、議長への提出後において両決議案に共通して再度内容を検証すべき事情が生じ、9月通常会議における審議を見送っていただきましたことは、ご承知のとおりであります。

この間、当会として両決議案の再度の内容検証を進め、決議案の本文中で指摘した事項のうち、いじめに関する第三者調査委員会が教育委員会に対して求めていた市長への検討結果報告書の提出日の見解を教育長が変更したことについては、慣例で教育長に包括的に委任されている権限の範囲内の行為であることで教育委員会及び市長との意見が一致していること、また、教育委員会の議決を経て市長に提出された当該報告書が、その処理過程において文書取扱規程に基づく決裁処理がなされていなかったことは、教育委員会事務局の事務処理上の過誤であり、教育委員が意思決定のらち外に置かれていたことはなかったことが確認されました。さらに、教育委員会関係者との意見交換の結果、いじめ問題への総合的な対策や幼保連携に基づく幼児教育のあり方、また、教育委員会の改革に向けた富田教育長の強い思いが感じられたところでもあります。

そのような中、昨日、決議案の対象であった笠松副市長が退任されました。今般の笠松副市長の退任によって決議案第2号がその目的を失った現時点において、内容が不可分であった決議案第3号についても、速やかに取り下げることが妥当であるとの判断をいたしました。

いずれにいたしましても、教育委員会を担当していた副市長が退任されたことから、これからは市長と教育長がこれまで以上に連携を強化し、教育行政の諸課題にあたっていくことが、市民の信頼を回復する唯一の方法であるとの結論に至ったものであります。

決議案の提案から取り下げにわたり、議会に混乱を招く結果となりましたことは深く反省をいたしておりますが、真に本市の教育行政を市民の信頼に応えるものとした一心からの行動であったことをなにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。